

申請に対する処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	都市整備局住宅部管理課 (06-6208-9272)
処分課（担当）名	都市整備局住宅部管理課
処分の名称	介護等目的により市営住宅へ来訪する親族等に対する市営住宅附帯駐車場の目的外使用許可
概要	<p>大阪市営住宅条例（平成9年大阪市条例第39号）第53条の3の駐車場使用者資格を具備しない者のうち、市営住宅入居者の介護等のために駐車場を必要とする親族や介護事業者等に対して、住宅附帯駐車場の本来の設置目的である市営住宅入居者の利用に支障がない範囲で地方自治法第238条の4第7項に基づく行政財産の目的外使用許可による駐車場利用を認めています。</p> <p>なお、使用許可をすることができる駐車場は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第22条に規定する国土交通大臣の承認を得られる駐車場に限られます。</p>
根拠法令等 及び条項	地方自治法第238条の4第7項 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第22条 市営住宅附帯駐車場を使用した介護者等月極駐車場管理要綱 (https://www.city.osaka.lg.jp/toshiseibi/page/0000333735.html)
審査基準	<p>市営住宅附帯駐車場を使用した介護者等月極駐車場管理要綱第7条に基づく駐車場の使用許可を受けるためには、原則として、以下の資格要件を充たしていること。</p> <ul style="list-style-type: none">・要介護等入居者の介護又は生活援助を行うために駐車場を使用する必要がある者のうち、要介護等入居者の親族である者又は介護事業者である者であること。ただし、介護者等が専ら生活援助を行うために駐車場を使用する必要がある者である場合は、要介護等入居者の年齢が満60歳以上であること。・駐車しようとする自動車の有効な自動車検査証を有し、当該車検証に使用者として記載されている者であること。・暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員でないこと・市営住宅又は市営住宅附帯駐車場の未納の使用料がある者でないこと・市営住宅又は市営住宅附帯駐車場若しくはその他の共同施設に係る損害賠償金がある者でないこと・駐車しようとする自動車が駐車場に収容できるものであること
標準処理期間	60日
経由日数	なし
提出先	当該住宅附帯駐車場を管轄する住宅管理センター（梅田・阿倍野・平野）又は都市整備局住宅部管理課
提出時期	随時
提出方法	当該住宅附帯駐車場を管轄する住宅管理センター（梅田・阿倍野・平野）又は都市整備局住宅部管理課へ電話等により問合せいただき、申請が可能な駐車場であることを確認のうえ、使用許可申請書及び添付書類を住宅管理センター又は都市整備局住宅部管理課へ提出してください。
手数料	
相談窓口	当該住宅附帯駐車場を管轄する住宅管理センター（梅田・阿倍野・平野）又は都市整備局住宅部管理課
ホームページ	
備考	